

理美けんぽ通信

ご家族の皆様にもご覧いただくために、ぜひ毎号ご自宅へお持ち帰りください。

《TOPICS》

- ◆◆◆ 令和5年度 決算報告
- ◆◆◆ 各種サービスのご案内
- ◆◆◆ 被扶養者資格調査（検認）にご協力ください
- ◆◆◆ 医療機関の受診にはマイナ保険証を使いましょう

インフォメーション

- ◆ 事業報告・その他
 - ・ 令和5年度決算報告
 - ・ 健康診断について
 - ・ 給付状況について
 - ・ 適用状況について
- ◆ 理美けんぽからのお知らせ
 - ・ インフルエンザ予防接種事業
 - ・ 家庭用常備薬等の特価案内
 - ・ スポーツクラブネサンス秋キャンペーンのお知らせ
 - ・ アプリで禁煙サポート
 - ・ 令和6年10月から医薬品の自己負担の仕組みが変わります
 - ・ 特定健診・特定保健指導を受診しましょう
 - ・ 「被扶養者資格調査（検認）」にご協力ください
 - ・ 接骨院・整骨院のかかり方～ルールを守って受診しましょう～
 - ・ 仕事中や通勤途中のケガや病気には健康保険は使えません
- ◆ 医療機関等の受診にはマイナンバーカードを
 - ・ 令和6年12月2日以降現行の健康保険証は廃止されます



令和5年度 決算報告

令和5年度事業報告および収入支出決算が、先の組合会において承認されましたのでご報告いたします。

収支報告

令和5年度は、健康保険料収入が59.4億円（前年度比4.6億円増）となり高い伸びを示しました。

一方で、保険給付費は前年度対比で1.4億円の増加となり、引き続き医療費適正化対策の強化が必要となります。

また、納付金による支出は、全体の4割となり依然として高い割合を占めています。

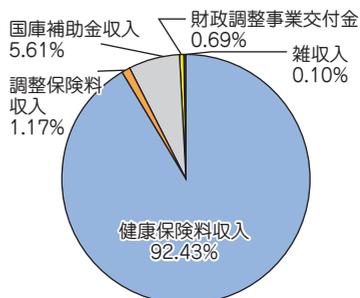
当組合では、保健事業の充実・疾病対策等、組合財政の健全化を図ってまいる所存です。今後とも組合員の皆様にはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般勘定

○収入

単位：千円

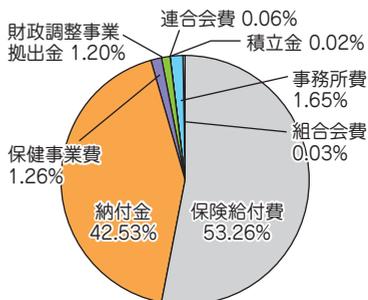
| 科目 | 令和5年度決算額 |
|-------------|-----------|
| 1.健康保険料収入 | 5,937,788 |
| 2.調整保険料収入 | 75,144 |
| 3.国庫補助金収入 | 360,525 |
| 4.財政調整事業交付金 | 44,491 |
| 5.雑収入 | 6,115 |
| 収入合計 | 6,424,063 |



○支出

単位：千円

| 科目 | 令和5年度決算額 |
|-------------|-----------|
| 1.事務所費 | 103,625 |
| 2.組合会費 | 1,873 |
| 3.保険給付費 | 3,342,869 |
| 4.納付金 | 2,669,242 |
| 5.保健事業費 | 78,943 |
| 6.還付金 | 19 |
| 7.財政調整事業拠出金 | 75,146 |
| 8.連合会費 | 3,671 |
| 9.積立金 | 1,420 |
| 10.雑支出 | 213 |
| 支出合計 | 6,277,020 |



※主な用語の解説

収 入

- ・健康保険料収入
被保険者・事業主の皆さまから納めていただいた健康保険の保険料です。
- ・雑収入
収入の不足を補うため、積立金から繰入れるものをいいます。
- ・財政調整事業交付金
健康組合の財政事情を踏まえ、健保組合の連合組織である健康保険組合連合会から交付される交付金をいいます。

支 出

- ・保険給付費
加入者（被保険者・被扶養者）皆さまの病気、ケガ、出産、死亡などに対する医師の診療（現物給付）や手当金（現金給付）のことをいいます。
- ・納付金
被保険者・事業主の皆さまから納めていただく保険料のうち、高齢者医療制度等の医療費をまかなうために健康保険組合が負担する拠出金をいいます。
- ・財政調整事業拠出金
健康保険組合連合会が、各健保組合に交付する「財政調整事業交付金」の財源となる費用で、すべての健保組合が負担しています。収入科目の「調整保険料収入」から充てられます。

▶ 健康診断について

健康診断は、病気を早期発見することにより重症化・長期化を防ぎ、健康増進、医療費の抑制にもつながります。令和5年度の受診率は、65.3%になりました。健康保持や疾病予防を図るためにも、年に一度は必ず健康診断を受診いただくようお願いいたします。

◎年度別 受診者数・受診率

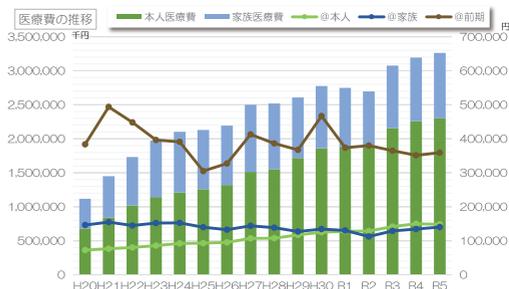
| | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 受診者数(人) | 10,824 | 9,611 | 10,601 | 11,395 | 9,996 |
| 受診率(%) | 73.7 | 69.3 | 69.7 | 75.4 | 65.3 |

▶ 給付状況

令和5年度は総医療費が約33億4,287万円（前年度比約1億4,759万円増）、被保険者一人当たりの医療費に換算すると216,073円で前年度比1.9%増となりました。その内訳として、本人医療費は前年度比8,529円（1.7%）減、家族医療費は5,439円（4.2%）増となっています。

なお、前期高齢者の一人当たり医療費は359,299円（前年度比7,817円増）となり、令和5年度は増加に転じました。

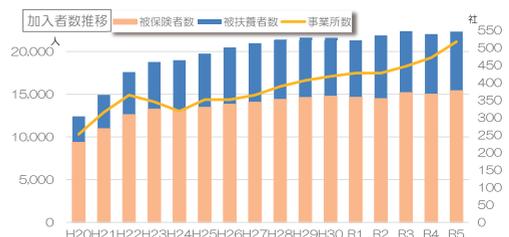
前期高齢者の医療費は拠出金の金額に大きく影響を与えることから、保健事業の充実、疾病予防対策など、前期高齢者の医療費対策が今後も引き続き検討課題となっています。



| | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総医療費(千円) | 2,747,706 | 2,608,487 | 3,076,542 | 3,195,276 | 3,342,868 |
| 被保険者1人当たり医療費(円) | 186,970 | 179,388 | 201,793 | 212,001 | 216,073 |

▶ 適用状況

令和5年度は事業所の加入が56社、削除が10社で計517社、被保険者数は前年度比399人増の15,471人となりました。被扶養者に関しては前年度比107人減の6,854人となりました。扶養率は前年度比0.0174減の0.4478でした。報酬に関しては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症により減少したものの、翌令和3年度から増加傾向をみせ、令和5年度は前年度比19,057円増の328,014円と大幅増加しています。また、介護保険該当となる第2号被保険者（40歳～64歳の加入者）に関しては、本人たる第2号被保険者数は、前年度比313人増の6,579人、平均報酬月額は前年度比27,012円増の389,486円となりました。



理美けんぽからのお知らせ ～各種サービスのご案内～

理美けんぽでは、以下のサービスおよびキャンペーンを実施しています。皆さまの健康づくりにお役立てください。

● インフルエンザ予防接種事業

9月からインフルエンザの予防接種の申込受付が開始されました。本人のみならず、家族、勤務先関係者など身近な人への感染・重症化予防や医療費負担の軽減にもつながります。

- 【実施概要】
- ▶ 対象者：被保険者・被扶養者
 - ▶ 期間：申込受付開始：令和6年9月2日～
実施期間：令和6年10月1日～令和7年3月末日
 - ▶ 実施方法：指定医療機関または集合会場での接種
 - ▶ 自己負担額：4,060円（税込）以下

● 家庭用常備薬等の特価案内

日々の健康管理・維持に欠かせない家庭用常備薬品と健康関連商品を特別価格にてご案内いたします。お求めやすい特別価格となっておりますので、この機会に是非ご利用ください。

| | |
|------|---|
| 申込方法 | 添付いたしました商品一覧から希望する商品を選び、FAXまたはWEBでお申し込みください。※代金は振込用紙（商品同封）にてお支払いください。 |
| 申込時期 | 令和6年10月1日～令和7年2月28日 |

● スポーツクラブルネサンス～秋キャンペーン

ご好評いただいているスポーツクラブ優待利用サービスでは、秋キャンペーン（令和6年9月14日から令和6年11月4日まで）を実施しています。オトクにスタートできるキャンペーンですので、体力づくりにご利用ください。

【ご利用可能店舗・エリア】 ●新規登録中、既にご利用できます。 ●24時間導入店舗のみ。ジムエリアは24時間利用可能（未定の方は、入会時のみご利用となります）。 ●ジム、スタジオレッスン、ロカシュームなどの専用施設は、アットホームの専用施設Monthlyコーポレート会員などの特典を併せてご選択ください。

【ご利用期間・条件】 ●毎月5,500円。新規ご入会者限定の会員プランで、お月々1,980円固定プランで登録している方にご利用いただけます。 ●過去6ヵ月以内に在籍していた方は対象外となります。 ●ご利用開始月はご入会時に選択された日曜日に在籍となります。 ●必ずお申込ください。 ●登録プランについては別途ページでご確認ください。

期間限定 9/14(土)▶11/4(月)

6ヵ月以降の会員種別等は こちらをご覧ください！

RENAISSANCE 店舗の詳細は [ルネサンス 店舗一覧](#)

● アプリで禁煙サポート事業

理美けんぽでは、禁煙による健康増進や受動喫煙防止を目的とし、禁煙補助剤（ニコチネルパッチ）の無償配布を実施しています。禁煙補助剤（無償配布）とスマートフォンのアプリを使って、卒煙カウンセラーの支援を受けながら禁煙達成を目指すプログラムです。

タバコはさまざまな病気の原因になり、メタボや生活習慣病、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症にもかかりやすく重症化しやすくなります。積極的にご利用ください。

1 アプリをダウンロード

App StoreまたはPlay Storeで「ascure禁煙」と検索、もしくはQRコードからアプリをダウンロードしてください。



招待コード 279122

2 ユーザー登録

アプリの手順に従って登録を進めてください。

※途中が必要となる招待コードは、表面に記載のある数字6桁を入力してください。

3 アプリ内で面談予約

アプリで初回面談の予約をさせていただきましたら、指導員から面談方法についてご連絡申し上げます。

令和6年10月から医薬品の自己負担の仕組みが変わります

令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望される方は、「特別の料金」を支払うこととなります。

● なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないの？

皆さまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。

これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

● どのような場合に「特別の料金」を支払うことになるの？

例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係ない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別料金としてお支払いいただきます。例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。

先発医薬品
※令和6年10月以降、
医療上の必要性がある場合

保険給付

患者
負担

後発医薬品

保険給付

患者
負担

先発医薬品と
後発医薬品の価格差

価格差の1/4相当

先発医薬品
※令和6年10月以降、
患者が希望する場合

保険給付

患者
負担

特別の
料金

患者負担の総額

※「特別の料金」は、課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剂量以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでの費用と変わりません。

以上のことから理美けんぽでは、国の指導に基づき、皆さまの薬剤費負担の軽減と健保財政の健全化を目指し、ジェネリック医薬品の更なる普及を推進しています。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売される「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、先発医薬品と同等の効き目がある」と認められた医薬品です。先発医薬品に比べて薬の値段が5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあるため、一人ひとりの自己負担医療費の抑制にもつながります。

特徴やメリットを理解し、ジェネリック医薬品を活用しましょう。

年に一度の健康チェック、特定健診を受けましょう

特定健診とは、40歳以上74歳までの被扶養者（ご家族）の皆様を対象にした「特定健康診査」を実施しています。（毎年6月ごろ無料受診券を配布しています）

定期的に健診を受けることが、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病予防や病気などの早期発見・早期治療につながります。ご自身の健康状態をきちんと知るためにも毎年健診を受診しましょう。

※被保険者の方は、事業主が実施する定期健康診断に包含して実施しています。

● ご存じですか？ 特定保健指導を受けるメリットと特典！！

理美けんぽから特定保健指導の案内が届いた方は、特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方です。ご自分の健康のために、積極的に参加しましょう。

生活習慣病を予防できます

特定保健指導の対象になった方は、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善が必要と判定された方です。自覚症状がないからといって放置すれば、いずれは生活習慣病を発症してしまいます。今が生活習慣の改善を始める絶好のチャンスです。



健康のためのパーソナルアドバイスとサポートが受けられます

“指導”というと、一方的にいろいろなことを言われて注意されるのかと、憂うつに思われるかもしれませんが、実際は、保健師・管理栄養士など専門知識を持ったプロが、その人のライフスタイルに合った食事や運動などの生活習慣について、できそうなことや続けられそうなことを一緒に考えてサポートをしてくれます。

無料で受けられます

特定保健指導にかかる費用は、健保組合が負担しますので、対象者の方は、お金を払う必要はありません。無料で専門家のサポートを受けて、生活習慣の改善に取り組みます。

特定保健指導を受けるとQuoカード8,000円分もらえます♪

初回面談終了で

Quoカード
3,000円

継続支援終了で

Quoカード
5,000円

事業主・加入者の皆さんへのお願い

特定健康診査・特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が実施することになっており、その実施率は、国へ報告しなければなりません。これは各保険者に実施義務があり、実施率が低いとペナルティとして後期高齢者支援金に加算される仕組みになっていて、加算されると、保険料の引き上げにもつながりかねません。

健診や保健指導を受けないことで病状が悪化してしまうと、医療費負担の増加という健保財政面だけでなく各事業所の運営にも影響してしまいます。何より、ご本人やご家族の幸せのためにも健康であることが大切です。

まずは定期的な健診受診、生活習慣病予防の重要性をご理解いただくと共に、理美けんぽの保健事業にご協力をお願い申し上げます。

● 「被扶養者資格調査(検認)」にご協力ください

理美けんぽでは、今年度も「被扶養者調査(検認)」を実施いたします。

これは、保険料負担のないご家族の方(被扶養者)が引き続き扶養の認定条件を満たされているかを確認する調査です。被扶養者の医療費や給付金は、皆さまにお納めいただいている保険料から補っており、扶養の認定条件を満たさない被扶養者が加入していることは、国に納める支援金の負担や医療費の負担増など、健保組合の財政を圧迫し、将来的には保険料負担の増加につながりかねません。

昨年度実施の同調査では、対象者5,628名のうち約4.03%(227名)が扶養の要件を満たしていないことが判明しました。健全な健保組合運営のため、今年度もご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

【令和6年度対象者】

平成19年4月1日から令和5年12月31日の間に被扶養者認定された方

(該当の方へ10月以降送付いたします)

※提出期限までに書類をご提出いただけない場合は、被扶養者資格を喪失することとなりますのでご注意ください。

● 健康保険を使って接骨院・整骨院にかかる時 ～ルールを守って受診しましょう～

整骨院・接骨院の治療(施術)は、外傷性の傷病(業務上・通勤途上の災害を除く)に限り健康保険が使えます。正しいかかり方を理解し、適正受診にご協力ください。

| 健康保険の対象となる場合 | 健康保険の対象とならない場合 |
|---|--|
| <p>急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼</p> <p>※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・単なる肩こり、筋肉疲労 ・慰安目的のおんま・マッサージ代わりの利用 ・病氣(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり ・脳疾患後遺症などの慢性病 ・過去の交通事故による後遺症 ・症状の改善が見られない長期治療 ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く) ・仕事中や通勤途上におきた負傷  |

肩こり・腰痛で、接骨院・整骨院で保険証は使えるの？



単なる肩こりや腰痛・疲労、マッサージ代わりには保険証は使えないよ！
保険証が使えるかどうかよく確認しようね！

● 仕事中や通勤途中のケガや病気には健康保険は使えません

仕事中や通勤途中に負ったケガや病気の治療については、「労災保険」が適用され、健康保険を使うことができません。労災保険とは、労働者が仕事中や通勤途中のケガや病気、障害・死亡に対して、必要な給付を行う制度です。

労災保険が対象になるかどうかは、管轄の労働基準監督署が判断することになるため、労働者本人が労災保険と健康保険のどちらかを選択することはできません。

業務上または通勤途中のケガや病気の場合は、労災保険へ請求しましょう。

労災保険が適用される例

業務災害

- 仕事や仕事の準備・後始末中のケガ
- 出張中や得意先訪問途中のケガ
- 車を利用しての営業や出張の途中、交通事故によるケガ
- 仕事と病気に相当の因果関係が認められる場合 など

通勤災害

- 通勤中の交通事故、転倒や階段を踏み外したことなどによるケガ
- 電車やバスなど公共交通機関でのケガ
- 日常生活に必要な行為(子供の送迎など)の後、通常の通勤経路に戻ってからのケガ など

令和6年12月2日以降現行の健康保険証は廃止されます

～医療機関の受診にはマイナ保険証を利用しましょう～

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降発行を終了し廃止となり、医療機関等の受診は、「マイナ保険証」を利用していただくこととなります。

なお、健康保険証廃止後1年間（令和7年12月1日まで）は、経過措置期間として、現行の保険証を使用することができます。

● 資格確認書の交付について

令和6年12月2日以降に資格取得された方で、マイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関の受診）を受けることができない状況にある方については、資格取得届の“資格確認書交付希望欄”にチェックを入れることで健保から資格確認書が交付されます。この資格確認書を医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようになります。

● 【令和6年12月2日以降の対応】

| | マイナ保険証 | 資格情報のお知らせ | 資格確認書 |
|------|-----------------------------|---|-----------------------------------|
| 形状 | マイナンバークード | 紙 | カード型 |
| 交付対象 | お住まいの市区町村 | ① 令和6年12月2日以降の加入手続き かつ ② オンライン資格確認システムへのデータ登録が完了した方 | オンライン資格確認を受けることができない方 |
| 取得方法 | マイナンバークードの入手後、本人が保険証利用登録をする | 資格取得手続き後、オンライン資格確認システムへのデータ登録完了後に健保より送付 | 資格取得時、交付申請書で申請 |
| 使用目的 | 医療機関を受診するとき | 被保険者資格等の簡易把握 | オンライン資格確認を受けることができない方が医療機関を受診するとき |
| 有効期限 | マイナンバークードの有効期限 | — | 5年以内で健保が定めた日（理美けんぽは、令和11年3月31日予定） |

※このご案内は、令和6年9月時点の厚生労働省通知等の情報に基づき作成しています。
新たな情報については、必要に応じてホームページ等で随時更新してまいります。

● 事業主の皆さまへお願い

健保組合では、事業主の皆さまからの届出を受けて、中間サーバーに加入者情報を登録しています。資格取得届や被扶養者異動届には、正確なマイナンバー及び住民票やマイナンバークードに記載されている氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、住所に誤りがあるとオンライン資格等システムにデータの登録ができず、医療機関の窓口で資格確認ができない場合があります。事業主の皆さまには、すみやかに正確な情報を提出いただくことが重要です。

理美けんぽ通信 2024年秋号（2024年10月発行）

編集・発行：全日本理美容健康保険組合

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-7
日本橋ノースプレイス 4F

連絡先：TEL03-6661-6106 FAX03-5652-5757

受付時間：月曜～金曜（祝日除く） 9：00～15：00

ホームページ：http://www.ribi-kenpo.com/（パソコン・スマホ共通）

